

<制度の概要>

No.	質問	回答
1	支援制度の主たる目的は何か？	本支援制度は、足利市の産業振興及び移住定住の促進、市民の雇用機会の拡大のため、国内外における成長産業の1つであるIT関連業界の企業を誘致することを目的としています。
2	IT関連企業とは何か？	本支援制度が指す「IT関連企業」は、主たる事業が、日本標準産業分類中分類の「39 情報サービス業」、「40 インターネット附随サービス業」、「41 映像・音声・文字情報制作業」のいずれかに該当する法人を指します。 なお、上記3分類のうち、足利市内に設置する事務所で行う事業が、市の指定するクリエイティブ事業である必要があります。
3	クリエイティブ事業とは何か？	Web制作・デジタルコンテンツ制作関連、システム・プログラミング関連、CG・ゲーム・ソフト制作関連、デザイン・写真・イラスト関連、音楽・アート・芸能関連、インテリア・設計関連、技術開発・製造加工関連(産業分類Eは除く)、その他市長が認めるクリエイティブ関連事業を指します。
4	IT関連企業以外も補助の対象になるのか？	対象になりません。 No.2の回答にあるIT関連企業以外は、本支援制度の対象外です。
5	補助率と限度額の考え方は？	補助率は、補助対象経費の1/2になります。 限度額は、IT関連企業の従業員等の人数により異なります。 ここで言う「従業員等」は、役員と従業員を指します。 従業員等の人数が6名以上の場合：限度額300万円 従業員等の人数が5名以下の場合：限度額100万円 なお、従業員等の人数については、労働者名簿をご提出していただくことで確認させていただきます。
6	申請のタイミングや流れは？	申請の大まかな流れは以下のようになります。 ①事務所等を整備する前に事前申請を提出 ② ①の前後で空き物件を購入または賃貸借契約 ※他の支援制度で、賃料補助や別の整備事業補助金を活用される場合は、賃貸借契約等のタイミングにご注意ください。 ③企業は、事前申請書を市へ提出 ④市は事前申請書の内容を審査し、企業に認定番号を交付 ⑤企業は、認定番号の交付後、事務所等の整備を実施 ⑥企業は、整備が完了した後、整備業者へ整備費を支払い ⑦企業は、交付申請書及び実績報告書を市へ提出 ⑧市は、交付申請書を確認し、補助金を交付
7	補助対象経費は何か？	①通信回線整備費、②通信費・電気料、③事務所移転経費の3つです。 各補助対象経費のご質問につきましては、以後補助対象経費毎にご回答します。

8	事務所等の整備はいつまでに完了すれば良いのか？	事前申請書を提出した年度内に完了していただくこととなります。例えば、令和4年度中に事前申請書を提出した場合は、令和4年度末（令和5年3月31日）までに完了していただくこととなります。 完了とは、整備に要した経費を整備業者へ支払ったことまでのことを指します。
9	すでに市内に事務所がある場合も支援の対象になるのか？	対象になりません。 市内に事務所がなく、新たに市内に事務所を開設する場合が対象となります。
10	従業員等移住促進事業の交付を受けるための要件は何か？	大前提として、新たに足利市内に事務所を設置した企業が対象です。当該企業が雇用する従業員等が、足利市に住民票を移し、住民票の移動から6ヶ月以上経過した場合に交付の対象となります。 なお、住民票の移動から6ヶ月以上の期間が経過する前でも従業員を雇用する法人の代表者からのご誓約書提出により、要件を満たしたと判断させていただくことも可能です。
11	市民を雇用した場合も従業員等伊集促進事業の補助対象になるのか？	対象になりません。 移住された方のみが対象となります。
12	事務所等を借りた場合の賃料は補助の対象にならないか？	賃料は補助対象外です。 ただし、足利市や栃木県、国の支援制度が併用可能ですので（諸条件有）、本支援制度申請と共に各機関の支援制度をご活用ください。 詳細につきましては、足利市産業ものづくり課(0284-20-2110)にご連絡いただければ、ご説明させていただきます。
13	空き事務所や空き物件を探しているのだが、紹介してもらえないか？	お探しの物件の条件をお伺いし、条件に見合った物件があればご紹介させていただくことは可能です。 詳細につきましては、足利市産業ものづくり課(0284-20-2110)にご連絡ください。

<通信回線整備費について>

No.	質問	回答
14	通信回線整備費の対象は何か？	ビジネス回線の敷設工事費や固定IPアドレスの取得経費等を指します。
15	ビジネス回線の敷設数に上限はあるか？	敷設数に上限はありません。 事務所運営に必要な分だけ整備してください。ただし、補助率及び上限額がありますので、ご注意ください。
16	IPアドレスの取得数に上限はあるか？	取得数に上限はありません。 事務所運営に必要な分だけ取得してください。ただし、補助率及び上限額がありますので、ご注意ください。
17	ビジネス回線以外の通信回線整備費は対象になるのか？	対象になる可能性があります。 事務所開設時に必要な諸経費を見込んでいるため、ビジネス回線のような通信回線の環境整備であれば、補助対象経費になり得ます。

18	無線発信機等は対象になるのか？	壁等に固定していただければ対象となります。基本的に、インターネットを利用するために必要な、モジュラーケーブルやLANケーブルを差し込むためのコネクタの設置（壁に差し込む部分）に係る整備費を指します。
19	パソコンやOA機器の購入は補助対象経費に含まれるか？	対象になりません。 パソコンソフトやアプリも対象になりません。
20	定期的を実施するメンテナンス費は補助対象経費になるか？	対象になりません。
21	整備に伴う設備や備品の処分費は補助対象経費になるか？	対象になりません。
22	床や天井、壁などの改修費は補助対象経費になるか？	対象になりません。

<通信費・電気料について>

No.	質問	回答
23	通信費とは何か？	ビジネス回線や固定IPアドレスの月額使用料の通信料等を指します。 補助対象は、令和4年4月1日～令和5年3月31日の期間において発生した通信費のうち、最大6ヶ月分となります。
24	電気料とは何か？	事務所全体に係る電気料を指します。 補助対象は、令和4年4月1日～令和5年3月31日の期間において発生した電気料のうち、最大6ヶ月分となります。
25	通信環境や電気を使用するための諸手続きに要する経費は補助の対象になるのか？	対象になりません。 ただし、本支援制度の「通信環境整備費」で補助の対象になります。
26	複数の会社と通信環境や電気の使用契約をしている場合、全ての契約が対象になるのか？	対象になります。 交付申請書及び実績報告書提出の際に、契約しているすべての使用料関係の支払いを確認させていただきます。
27	事前申請の際には、具体的な通信費や電気料を提示することができないが、どうすれば良いのか？	事前申請の際には、事業計画（概要）書に概算の金額を記載していただきます。 その後、交付申請書及び実績報告書提出の際に、事業計画（概要）書には具体的な金額（1円単位）を記載していただくこととなります。

<事務所移転経費について>

No.	質問	回答
28	事務所移転経費とは何か？	大きく分けて以下の2つになります。 ①新設する事務所等を確認するため、足利市に視察に来た際の電車賃及び宿泊施設の宿泊代 ②引越代（引越し業者への作業委託料）
29	視察に要した電車賃や宿泊代はいくらでも良いのか？	電車賃や宿泊代に上限はありません。 ただし、補助率及び上限額がありますので、ご注意ください。

30	実績報告の際、電車賃や宿泊代はどのように報告すれば良いのか？	領収書やカードの明細書をご提出ください。
31	足利市に視察に行っただけで、補助を受けられるのか？	受けられません。 新たな事務所を開設することが要件になります。

<従業員等移住促進事業について>

No.	質問	回答
32	従業員等移住促進事業の交付を受けるための要件は何か？	大前提として、新たに足利市内に事務所を設置した企業が対象です。当該企業が雇用する従業員等が、足利市に住民票を移し、住民票の移動から 6 ヶ月以上経過した場合に交付の対象となります。 なお、住民票の移動から 6 ヶ月以上の期間が経過する前でも従業員を雇用する法人の代表者からのご誓約書提出により、要件を満たしたと判断させていただくことも可能です。
33	市民を雇用した場合も従業員等移住促進事業の補助対象になるのか？	対象になりません。 移住された方のみが対象になります。
34	事務所等を整備する前に移住していた従業員も対象になるのか？	令和 4 年 4 月 1 日以降に移住された方は対象になります。
35	人数の上限はあるのか？	上限はありません。 お一人につき一律 20 万円を補助させていただきます。
36	従業員個人に 20 万円を交付してもらうことは可能か？	不可能です。 本支援制度は法人への交付になります。

<補助制度について>

No.	質問	回答
37	罰則などはあるのか？	適正に事業が実施されていなかった場合、補助金の交付決定の取消し、すでに補助金が交付されている場合は補助金の返還を求める場合があります。 申請書類等（整備事業者等から取得した領収書 ※支払い状況が分かるもの）は一定期間保管してください。
38	申請後、諸事情により事業ができなくなった場合、取下げはできるのか？	申請はいち事業者につき、一度のみとなるため、申請中又は認定後のいずれかのタイミングでも取下げをしていただくことは可能です。 ただし、取下げ時にすでに整備を進めていた場合、それらに要した費用は補助対象にはなりませんのでご注意ください。 （取下げの時点で、補助金の交付は一切なくなります。）